

安八町告示第114号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年7月22日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年8月23日

安八町監査委員 清 伸二  
安八町監査委員 大平 文雄

記

第1 監査の請求

1 請求人

[Redacted]

2 請求書の受付

令和元年7月22日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年6月2日、野田聖子先生の総務大臣就任を祝う会の折のタクシー代の6,300円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年5月21日付 安総第1495号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年5月21日付 安総第1496号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年5月21日付 安総第1497号 情報公開請求却下通知書

6. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
7. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
8. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の④使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて(戻入れ金額175,250円)

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年7月23日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、安八町長に対し、平成30年6月2日、野田聖子先生の総務大臣就任を祝う会の折のタクシー代の6,300円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年8月21日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年8月19日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

### 2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年8月21日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年5月「野田聖子先生の総務大臣就任を祝う会(以下「祝う会」という。)のご案内」が、岐阜県知事をはじめとする発起人88名から安八町長(以下「町長」という。)に送達された。
- (2) (1)の内容は、「日時/平成30年6月2日(土)18時から、場所/ [REDACTED]、会費/10,000円(中略)」であった。
- (3) 町長が祝う会に出席する目的は、安八町第五次総合計画で示したまちづくりの実現のためには国と安八町とのさらなる相互関係の構築及び双方の立場での理解と協力が必要不可欠であると考えていたことと併せて、祝う会の出席者らとそれぞれの立場で、若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくりを推進していくための当面の課題を解決するための具体的な意見交換をすることであった。
- (4) 町長は、(3)の目的をもって祝う会に出席した。
- (5) 祝う会が開催された日は土曜日であったことから、町長はその帰途において請求書中、事実証明書②にて示されているとおりのタクシーを使用した。
- (6) 町長は、祝う会の機会を利用して(3)の目的を達成した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

2 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

### 3 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

## 第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「町長は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し、会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。月日が経ち、町長のこの会の内容の記憶が曖昧となってしまったら、本件の会が安八町にとって全くムダな支出となってしまふ。また、復命された書類等が無ければ、そもそも、本件の会に出席したのかすら疑義が持たれるものである。また、領収書が添付されておらず会費を支払ったことも証することができず疑義が持たれるものであるといわざるをえない。公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、町長が祝う会に出席することについて検討した。

地方公共団体の首長である町長の職務遂行は一般職とは違い、勤務時間に概念が

なく、土日祝日又は昼夜を問わず公務が優先される。

また、その範囲は広範である。

上記、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(3)のとおり、町長は祝う会の機会を利用して、若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくりを推進していくための当面の課題を解決するための具体的な意見交換を祝う会の出席者らとそれぞれの立場で行っている。

つまり、町長が祝う会に出席することは、行政の衝にあたる者として、祝う会の出席者らと相互理解や懇親を深めるためにも有意義なものであり、かつ、将来にわたる国をはじめとする関係機関等の協力を確実なものにする効果が期待できる。

また、町長として、第五次総合計画で示したまちづくりにそれぞれの立場で理解と協力を得ている祝う会の出席者らに対し、敬意をもって接するべきものであり、祝う会の出席者らと相互理解を図り、懇親の実を深め、今後の協力を期待する機会として祝う会に出席することも社会通念上の相当性が認められる。

これらの事情等を総合すると、町長が祝う会に出席したことは、町長として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、祝う会の機会を利用して国と安八町とのさらなる相互関係の構築、又、祝う会の出席者らとそれぞれの立場で、若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくりを推進していくための当面の課題を解決するための具体的な意見交換をすることは、首長である町長の職務の範囲内であり、公務である祝う会の出席に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由の記載のとおり、「公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

## 第8 監査委員の意見

なし。

